

もんじゅの安全協定および他府県の安全協定に関する

公開質問状

福井県知事 西川一誠様

2013年10月7日

2012年11月に、日本原子力開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」の約9,700点もの機器の点検ミスが発覚しました。機構の鈴木篤之理事長は、12月13日に原子力規制庁に対し、「形式的ミスが出るのはやむを得ない」と発言したと報じられました。ナトリウム漏えい火災事故を起こし、その後もトラブル続きの当事者として、反省のそぶりも見えません。

その後、点検漏れは約12,300点にのぼると修正され、原子力規制委員会からも「保安措置命令」と「保安規定変更命令」を受けました。つまり、保安確保に必要な点検などを除き、使用前検査を進めるための活動、例えば、燃料交換などの活動が停止させられたのです。

トラブルが起きるたびに「根本原因分析」として組織の改善などを謳ってきた機構ですが、同分析は今回を含め7回に達するということです。

もんじゅ保守管理改善検討委員長を務める小沢守関西大学社会安全学部長は、今年7月31日の朝日新聞で「いまだに開発中とされ、電気を起こして売電収入を得ることの大変さをほとんどの職員が知らない」「『もんじゅがつぶれば、自分の生活設計が立てられない』という怖さを実感できないから、ルールを守れない」と、組織の風土ともいうべき問題点を述べています。

このような改善の根深い問題を抱えた上に、熟練技術者がいなくなるなどの不可避の課題に直面する機構に対して、福井県はどう対応するのか質問いたします。

1. 上記の点検ミスが発覚後、福井県としては機構に何か要請などは行いましたか？
2. 点検ミスには、非常用ディーゼル発電機制御盤等、安全上重要度の高いクラス1の機器が含まれていました。これらを踏まえ、原子力規制委員会は「原子炉の保全が適切に実施されておらず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（「原子炉等規制法」）に反すると判断しました。

福井県と敦賀市が機構とが結んでいる「安全協定（もんじゅ周辺環境の安全確保に関する協定書）」の関係諸法令等の遵守・第2条には、「もんじゅの建設および保守運営に当っては、周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等のため、万全の措置を

講じなければならない」とあります。また、同条3項には積極的に取り組まなければならないとして、「安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む)」とあります。今回の問題は、この2条に違反しませんか？

3. 福井県は災害時応援協定を北陸はもとより、関西などとも結んでいます。これらの協定は、福井県民や住民の安全を確保する上でなくてはならないものであると思います。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針(防災指針)において、事前に避難対策を講じる地域(UPZ)を同5～30キロ圏内とし、自治体に地域防災計画を策定するよう求めました。福井県に設置されている原発の30キロ圏には、近隣の京都・滋賀・岐阜などの自治体も入っています。むしろ、福井県よりも人口は多いはずで、上記のように原子力災害での影響を考えた場合、近隣の自治体も、災害時応援協定のように、「安全協定」を積極的に結んだ方がよいのではないかと思います。どうお考えでしょうか？

4. 石塚博英副知事(当時安全環境部長)が2011年10月12日に省庁に出向き、内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課:都築課長、栗原課長補佐他と面談し、「防災指針の現在の議論の進捗状況について」意見交換をされた件について、原子力規制委員会にて公開されているメモには、「EPZが拡大されれば、安全協定も広がることになる」と部長は発言しておられます。どういった意味なのでしょう。安全協定は広げられるということではないのでしょうか？

※防災の範囲の観点から危機対策・防災課の方からは既に回答をいただいています。

安全協定の観点から、原子力安全対策課から回答をお願いします。

以上、真摯なご回答をお願いいたします。

回答は2週間以内をお願いいたします。

反原発福井コラボレーション
若泉 政人